

令和 7（2025）年度「涼み処かしわざき」募集要項

1. 趣旨

柏崎市では、熱中症対策として「涼み処かしわざき（外出時に暑さを避ける市民のため、一時的な休憩所として提供する施設をいう。）」を設置しています。

「涼み処かしわざき」として、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける市内の民間施設等を募集します。

2. 募集要件

以下の(1)～(4)の全てを満たす施設

- (1) 適当な冷房施設を有し、定期的なメンテナンスを行っている。
- (2) 営業時間において、市民等を受け入れ、滞在者が適切に滞在できる空間がある。
- (3) 熱中症予防のため、水分補給等の飲食が可能である。
- (4) 熱中症応急処置について、対応できる体制がある。

※熱中症の応急処置（別紙）に基づいた対応が行える。

3. 確認事項

以下の、(1)～(5)を確認の上、申し込みください。

- (1) 申込書の内容等について、審査を行います。公序良俗に反する等、当事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、涼み処としての登録をしない、または取り消す場合があります。
- (2) 設置の際は、市のホームページ等で公表します。また、市が用意する涼み処表示等の掲示をお願いします。
- (3) 涼み処の滞在者への対応は、各施設でお願いします。
- (4) 冷房設備の電気代等、設置に伴う施設運用に必要な経費は、各施設において負担していただきます。
- (5) 涼み処を利用した滞在者等が施設等に損害を与えた場合であっても、本市は責任を負わないものとします。

4. 開設期間

涼み処の開設期間は、令和 7(2025)年 6 月 1 日から環境省の熱中症警戒アラート等の運用期間終了までとします。

5. 登録の期間と更新

涼み処としての登録を決定した日から翌年 3 月 31 日までとします。

また、登録に当たっては、毎年度の申込手続きが必要となります。

6. 登録の解除

登録を受けた施設が、「2. 募集要件」及び「3. 確認事項」を満たさなくなった場合または登録を受けた施設の管理者から登録の解除の申出があった場合は、「4. 開設期間」の間であっても登録を解除するものとします。

7. 募集期間

第一次締切日は、令和 7(2025)年 5 月 19 日（月曜日）とします。それ以降であっても、「4. 開設期間」の間であれば、応募を受け付けます。

8. 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、下記のとおり提出してください。

【持参先】 柏崎市福祉保健部健康推進課（柏崎市元気館 2 階）

【郵送先】 〒945-0061 新潟県柏崎市栄町 18 番 26 号 柏崎市福祉保健部健康推進課 宛

【ファックス】 0257-22-1077

【電子メール】 kenko@city.kashiwazaki.lg.jp 件名を「涼み処かしわざき申込」としてください。

9. 提出後の流れ

応募後の流れは、次のとおりです。

- (1) 柏崎市福祉保健部健康推進課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 審査結果の連絡（概ね 1 ～ 2 週間で返答）
- (4) 涼み処施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) 涼み処の運用開始

10. 物品の配布

涼み処かしわざきに登録した施設に対して、次の物資を配布します。

- (1) 涼み処かしわざきの表示看板及び注意事項
- (2) 熱中症の応急処置のマニュアル